資　料　提　供
令和８年10月30日
課　　名：経営革新課
担 当 者：和田
内　　線：3460
直通電話：082-513-3371

経営革新計画の承認について

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和８年10月に９件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,219件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者(※)の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

〇令和８年10月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設　立	資本金 （千円）	従業員 （人）	業　種	経 営 革 新 計 画 の テ ー マ
有限会社中路産業 呉市安浦町	昭和63年	3,200	10	金属製品製造業	大型ワーク対応CNC旋盤の導入による高精度切削領域の拡大と新規分野への参入
有限会社キブネ建設 広島市安佐北区亀山南	平成1年	3,000	3	総合工事業	ドローンを活用した新サービス開始と販路開拓
村西真理（むらにし まり）（真ごころ食材　和） 広島市安佐北区白木町	―	―	0	飲食料品卸売業	スチームコンベクションオーブン導入による「レモンあずき」「柚子あずき」の生産性及び品質の向上と販路拡大
株式会社門林水産 江田島市江田島町	平成26年	3,000	3	水産養殖業	自社冷凍庫・重量選別機の導入による冷凍殻付き牡蠣等加工販売の効率化
株式会社橘 広島市佐伯区五日市町	平成19年	5,000	5	道路貨物運送業	ゼロカーボン炭化事業の新規立上げと事業経営確立

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html

(※)特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。